

弁護士山下江の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第2回

前回は、契約書がなくても当事者間の合意があれば契約は成立するが、争いになったときには契約書(文書)は重要な証拠となることを述べました。
今回は、文書作成のポイントと文書の種類を説明します。

文書作成のポイント (重要な4W)

4W、すなわち、①WHO(誰が)、②WHOM(誰宛に)、③WHEN(いつ)、④WHAT(どのような内容を)が重要なポイントであり必須です。

①②については、当事者を特定するために、住所・氏名・押印が原則です。当事者が会社の場合は、会社名・代表者の肩書き・代表者名・代表者印(法務局に届けたもの=実印)となります。押印は実印が望ましいのですが、認印でも契約の成否に
関係ありません。

③は作成年月日です。作成時が争いになりそうなきときは、公証役場で確定日付をとっておくべきです。(争いになった後に、遡った日付で文書を作ったのではないかと、という反論を封じ込めることができます)

④は文書の内容によって異なりますが、例えば、X社がY社にA商品を製作してもらい買うことにした内容(売買契約書)ないし請負契約書)であれば、A商品の特定、交付時期・交付方法・交付場所、代金額、その支払時期・支払方法・支払場所を。その他にも、危険負担(交付前にA商品が滅失した場合の処理)、A商品が約束と違った場合の処理(検収の仕方など)、遅延利息、管轄裁判所を記載します。また、継続的契約なら、即時解除条項(差押等を受けたときなど)、期限の利益喪失約款(分割支払のとき)を記載します。

③は作成年月日です。作成時が争いになりそうなきときは、公証役場で確定日付をとっておくべきです。(争いになった後に、遡った日付で文書を作ったのではないかと、という反論を封じ込めることができます)

文書の種類

「注文書」「注文請書」
日常の取引では、契約書を作成しないこともあり、その代わり

りに、これらで契約書の代わりにすることがあります。注文請書は、注文書の写しの末尾に「上記注文を承諾しました」の文言を付加すれば足りる。

前述事例の例で、Y社が注文請書を出さない場合には、注文書の写しに相手方の署名だけでももらっておくべきです。注文書の存在だけでは相手方がそれを了解したことを立証することが困難な場合もあるからです。「請求書」「催告書」「内容証明郵便」
請求書には原則「いつまでに(支払期限)を記載すべきです。相手方が支払わなかった(履行しなかった)場合には、その履行を催促する催告書を送付します。それでも支払(履行)がなかったときには、配達証明付内容証明郵便を送付すべきでしょう。相手方の態度如何では請求書からいきなり内容証明郵便ということもあります。

「注文書」「注文請書」
日常の取引では、契約書を作成しないこともあり、その代わり

内容証明郵便について

様式が決まっております。A4版横書きのときは、1行26字以内、20行以内です。句読

点やハイフンはすべて1字に数えます。2枚以上になるときは、契印を押し、同じものを3通作成し、封筒を1通持参して、郵便局で手続きをしてください。

用紙は文具店に売っており自分でもできますが、弁護士に依頼することも出来ます。弁護士名が入る場合と入らない場合で弁護士手数料が異なるのが普通です。弁護士名が入った場合は、もし相手方が履行しなかった場合は弁護士を代理人として法的手続きが取られることが多いことから、相手方は内容証明郵便を読んで履行することも結構あります。

「報告書」
業務に関する報告書は、後日争いになったときに、重要な証拠となる場合があります。その他「委任状」「領収書」などの文書があります。

山下江弁護士
一九五二年江島市生まれ。修道高校、東京大学工学部出身。

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyo.com

相談予約専用フリーダイヤル
0120-7834-09

予約受付:平日9時~21時、土曜10時~17時
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階 広電白島線縮景園前徒歩1分
TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 アーバンビュースタンドタワー隣

◆相談料:30分 5,000円 ◆借金、離婚、相続、交通事故なども扱っています ◆借金無料相談会、交通事故無料相談会実施中!

中四国最大級(弁護士15名、秘書21名) H22.4現在

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

契約書 債権回収 労務問題
知的財産 倒産・再生 顧問契約

広島商工会議所主催「よく分かる!会社法基礎講座」
講師:山下江法律事務所 弁護士 加藤 泰 日時:平成22年5月21日(金)13:30~
詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報をご覧ください。